

京都市道路の位置の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第113号

京都市道路の位置の指定等に関する規則の一部を改正する規則

京都市道路の位置の指定等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2号様式注8中「ください」の右に「。ただし、京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例第6条に規定する道について道路の位置の指定を受けようとする場合において、周囲の状況により市長がやむを得ないと認め、かつ、この申請図に道路の敷地である土地の区画を座標値（平成14年1月10日国土交通省告示第9号に規定する平面直角座標系による座標値をいう。）で表示したときは、この限りではありません」を加える。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)